

## 後堀河・四条朝の平氏

—維盛北の方の再婚と定家の人脈—

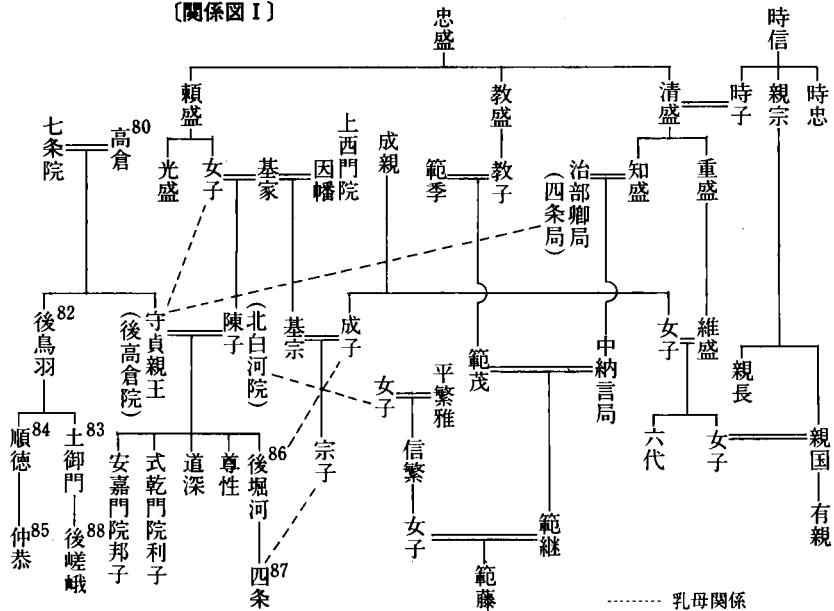
日 下 力

戦乱直後の承久三年（一一二二）七月九日、思いがけず十歳にして皇位につくこととなつた後堀河天皇（一二二一—一二三四）の父は、高倉院の第一皇子守貞親王（後高倉院。一一七九—一二三三）、そして母は、平頼盛の<sup>〔一〕</sup>女と持明院藤原基家の間に生まれた陳子（北白河院。一一七三—一二三八）であった。同母兄弟の長兄には、二度にわたつて天台座主を務めることになる尊性（一一九四—一二三九。「天台座主記」）、次兄に仁和寺へ入り金剛定院御室と称されるに至る道深（一二〇六—一二四九。「仁和寺御伝」）、また同母姉妹の長姉には、やがて斎宮となり、更に四条帝の准母として皇后宮になる式乾門院利子（一一九七—一二五一。「女院小伝」）、次姉に、この年の十二月、逸早く新帝の准母として皇后宮に立后される安嘉門院邦子（一二〇九—一二八三。同）がいた。この外、「本朝皇胤紹運録」に「同母」とある二人の内親王は、一人が寛喜元年（一二二九）九月に、もう一人が寛元三年（一二四五）九月に薨じ、ともに押小路宮を称した女性かと思われる（『明月記』寛喜元・九・二十四。「平戸記」寛元三・九・二十四）。ともあれ、承久の乱によって

後鳥羽院の皇統が廢除されるや、院の実兄に当ること守貞親王の皇族一家がにわかに大きな脚光を浴びる存在となつたのである。守貞親王は、後鳥羽院と等しく、藤家信隆の女七条院殖子（一二五七—一二三八）を母として生まれたが、かつて平氏一門から安徳天皇の後継にもと予定され、西国へ同行させられた為に、皇位とは縁遠い立場に置かれていた。生誕時より平知盛夫婦の手で養育され（『山槐記』治承三・二・二十八、六・十。『明月記』寛喜二・五・十三）、西國から知盛の妻の七条院治部卿局と一緒に帰還した時は七歳であった。乳母には治部卿局の外に平頼盛の女が当てられていて（『親王御元服部類記』）。そこで「平家物語」卷十一では、親王の帰還を、夫の持明院宰相基家が母儀七条院と共に心待ちにしていた様が語られている。冒頭に記したように、その頼盛の女と基家との間に生まれた女子、北白河院陳子が親王と結ばれ、後堀河天皇をもうけることになるのである。

治部卿局は、もと八条准后平時のものとに仕えて庶務を管掌する「執權」の立場にあつたが、承久の乱後の新体制下で守貞親王

[関係図 I]



が院政を開始すると、四条局と名を改めて再び「執權」の座につき（明月記）前掲日条、知盛との間にできた息女中納言局も権力の中枢近くにあって、活動が華やかとなる。彼女は、平教盛の外孫藤原範茂と結婚し、その夫を承久の乱によつて失つたものの、新しい皇室の体制に乗り發言力を増していったのである。当然、頼盛の子孫達も、この皇族周辺に親しく出入りしていたが、殊に次男光盛の息女については、七人のうち三人までが安嘉門院に仕える女房であったことが確かめられる（鎌倉遺文）三八四一文書）。

時忠の弟親宗の子親長や孫の有親も、近臣グループに属していた。ところで、頼盛の女を妻とした基家には、先妻上西門院因幡との間に基宗（一二〇二没）があり、その室が、平氏と姻戚関係を結びながら鹿谷事件を起こした藤原成親の女成子で、彼女が後堀河天皇の乳母であった。成子は乳母の地位を利用して権勢をふるう。知盛の女の中納言局とは昵懇の間柄で、姪に当る平維盛の女が夫平親国と死別した後は自邸に住まわせもし、後堀河天皇に四条帝が生まれた時には、息女の宗子を乳母として送り込むことに成功した。また一方、北白河院を養育したのが桓武平氏維茂流の平繁雅夫婦で（明月記 嘉禄二・四・十九、寛喜二・二・八）、その孫娘と中納言局の息藤原範繼とが結婚していた（公卿補任・藤原範藤項）。言わば平氏の血縁による連鎖の環が、後堀河・四条両朝の背景には潜んでいたのである（[関係図 I] 参照）。

仁治三年（一二四二）一月、四条帝が十二歳で早逝し、土御門上皇の息後嵯峨天皇が即位するに及び、その連鎖の環も、早晚、影を薄めていったものと想像されるが、承久の乱から四条帝の崩

御に至るこのほぼ二十年間が、「保元物語」「平治物語」「平家物語」「承久記」という中世軍記文学四作品誕生の土壤となつた蓋然性は極めて高かつた。それらの作品と、上述の歴史的実態とが無縁であるはずはない。例えば「平家物語」が、前述した守貞親王の帰還について、「御母儀も、御めのと持明院の宰相も、御心ぐるしき事に思はれけるに、別の御事なくかへりのばらせ給ひたりしかば……」(覚一本「一門大路渡」という一節を、全諸本、漏れなく共有していることは、持明院の派閥が幅を利かせていた作品成立当時の政治状況の投影と推察できよう。

本稿は、軍記文学を次々と世に送り出した時代の具体相に錐鉛を垂れる一連の試みの、第三稿に當る。鎌倉期に入つてからの平氏一門の動向に関しては、角田文衛氏の名著「平家後抄——落日後の平家——」(朝日新聞社、一九七八)があるが、成子や中納言局の動静把握が不足しているなど、後堀河・四条兩朝の調査は、充分とは言い難い。私が前々稿で素描的に紹介した事柄の中にも正すべき点があり、それらを(注等によって補正しつつ論述を進めたい。まずは「関係図」によつて、人脉全体の概略を確認していただき、次に時代をやや遡つて、維盛北の方の再婚相手、吉田經房の催した淨蓮華院落慶供養に招待された人びとの顔ぶれから、人脉の糸をたぐり寄せてみよう。

## 一 維盛北の方の再婚——広橋家記録——

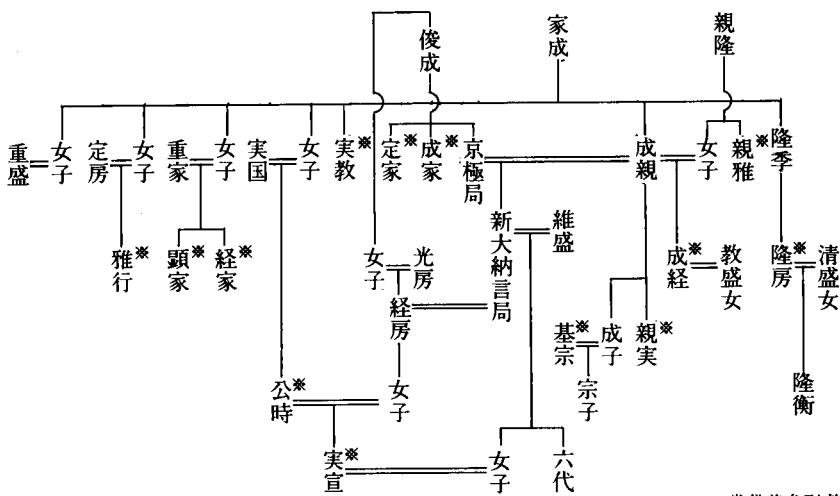
『平家物語』卷七「維盛都落」の章段には、維盛が成親の女である北の方に、都に残り留まるよう説得して、「いかなる人に

も見えて、身をもたすけ、おさなきもの共をもはぐ、み給ふべし。情をかくる人もなどかかるべき」(覚一本)と、再婚を促すようなくなりが、いずれの諸本にもある。しかも盛衰記は、「後には賢くも計て棄置けりと思召合する御事も有べし」という、後日の再婚を明らかに予言した言葉を書き加えている。物語の表現は、北の方が再嫁した事実を踏まえて成り立つてゐるのである。

彼女が吉田經房のもとに再嫁したことは、『尊卑分脈』や『三長記』(建永元年(一二〇六)八月九日条で知られるところであつたが、ここにその結婚生活をしのばせる貴重な記録がある。「堂供養之事」と称し、東洋文庫所蔵の『広橋家記録』に括されているもので、經房が神楽岡の麓に建立した淨蓮華院の落慶供養の有様と、敬白文とがしたためられている。日付は正治元年(一九九)十二月二十四日で、『明月記』の同日条と照合させてみると、筆者は、当日の行事をまかされ、敬白の清書もした藤原光親と判明する。すでに『大日本史料·第四編補遺』に翻刻されているながら、顧みられることのなかつた資料である。

その記事でまず注目されるのは、堂供養に参列した人びとの中に、「女房」、即ち維盛旧妻の縁者達が多く含まれていることである。筆頭に掲げられている冷泉中納言藤原隆房と次の皇后宮権大夫藤原実教には、「已上兩人、女房親昵之故歟」と注記され、下つて皇后宮大夫藤原成経には、「当然のこと、『女房兄也』とある。例の鬼界ヶ島へ流された成経である。また、先に紹介した成子の夫、持明院三位藤原基宗には、「女房内々有<sup>レ</sup>所縁歟」と記す。この内、隆房は、いわゆる「女房」の父方従兄に当ると

〔関係図 II〕



※堂供養参列者

時に、清盛の女を妻とし、隆衡らの子供をもうけていたし（「公卿補任」）他、実教は、参議藤原公親の猶子にして、実は成親の同母弟で、成親の六男であったから（同）、兩人とも確かに「女房親昵之故歟」と記されても不思議ではない関係にあつた。注記の施されていない人物でも、大藏卿藤原親雅は、姉が成親の妻で成経の母に当つております（同）、その縁から供養の座に列席したものと思われる。

当日の模様を録している『明月記』からも、「女房」の縁者達の名を拾うことができる。成経の異母弟親実、成親の姉と藤原重家との間に生まれた経家・顯家兄弟、同じく妹と源定房との間にできた雅行（いずれも「公卿補任」）、といった面々である。更に藤原公時・実宣親子の名前も見出せるが、公時は経房の娘婿であると同時に、母が成親の姉妹、息子の実宣は、都落ちの時に八歳と『平家』全諸本の伝える維盛女の初婚の相手であった（『明月記』嘉祿二・六・三。後に平親国と再婚）。『平家』の記述に従えば維盛女は当時二十四歳、すでに一人は結ばれていたのではないか。そして、『明月記』の筆者藤原定家自身、「女房」の叔父に当つていた。即ち、『たまきはる』によれば、維盛旧妻の「女房」は、俊成の女の京極局の腹より生れ、かつては新大納言局と称して建春門院平滋子に仕えていたという。『明月記』治承五年（一二八二）六月十二日条に、維盛の妻を「是京極殿ニ女也」と記していることも、よく知られているところである。法会には、定家と共に兄の成家も参列しているが、けだし当然と言えよう。なお、経房の母が俊成の妹という関係にもあつた。些か人脈が入

り組んできたので、「関係図Ⅱ」として図示しておく。

さて、図中に堂供養参列者として※印を付した人物は十三名。「明月記」に当日の参列者数を「二三十人<sup>(9)</sup>」としつつ三十名の実名を書き留めているから、経房の婿公時と外孫実宣を除いたとしても、「女房」の縁者達が、ほぼ三分の一を占めていたことになる。「堂供養之事」筆録者の光親も、それ故にあれこれ注記を書き加えておきたい衝動に駆られたのかも知れない。経房は当時五十八歳、妻は「平家」の記述を参考とすれば四十歳前後に達していたと思われる。二人がいつ結ばれたかは定かでないが、このようすに妻の縁者達を多く招いているところに、年配者経房の温かい配慮が読み取れよう。

それを明瞭にうかがえるのが、「堂供養之事」に収録されている敬白文である。文中には、早逝した長女の筆跡を渡き返した料紙に自ら写経し、供養の為に新しい御堂に奉納したことや、多年、先妻が転説に用いてはるぼろになつてゐる観音經一巻を奉納したことなども認められ、興味深いのであるが、何より注目されるのは、後白河院・建春門院の菩提を弔い、祖先達の尊靈および「有縁有思之逝者」の得脱を祈る一節の最後に、「其内故禪定平三品、自二弟子宦達之始、有二扶持顧盼之德、仍勝三衆人、專分二善利」と、したためられている点である。「故禪定平三品」とは、妻の先夫、平維盛その人に外なるまい。経房の胸中には、戦乱の中で命を断つた妻の先夫の冥福を祈りたい思いが、殊の外に強かつたのであろう。故人の遺徳を讚嘆するごとき文面は、維盛のこの箇所以外には見当らない。おそらく堂供養は、維盛追善をも

兼ねていたに相違なく、それ故、妻の縁者達が多く参列することになつたものと思われる。経房は、「平家物語」に言う「情をかくる人」に誠にふさわしい、傷心の女人を優しく包み込む包容力を持つた男であつたかと想像されてくるのである。しかし彼は、翌年の二月三十日、世を去る。「堂供養之事」によれば、供養の当日、淨蓮華院はいまだ「作事之体 太以遲怠」の状況にあり、完成には程遠い段階であつたらしい。あるいは、死期の近いことを悟つた彼が、最後の晴れの舞台の演出を、妻の為をも思いつつ、自ら早めたのであつたろうか。この後の維盛旧妻の消息は、例の「三長記」建永元年（一二〇六）八月六日条に、平親国と結婚した維盛女の母として「故経房卿後家也」と見えるのみである。

それから二十年余り後、後堀河朝が誕生して、ここに記した人脈が陰に陽に作用する時代が訪れる事になる。次に、新しい時代の中で活躍する維盛北の方の異母妹成子の姿を、しばらく追つてみるとよい。

## 二 成子と定家——為家の昇進

男性と異なり、女性個々人の足跡を諸記録類の中から明らかにすることは、決して容易なわざではない。成子の場合、最近刊行された角田文衛氏監修『平安時代史事典（下）』（一九九四年四月、角川書店）の中でも、後堀河天皇の乳母で、後鳥羽天皇時代の元暦元年（一一八四）に従五位下の典侍に任ぜられたこと、嘉禄二年（一二二六）従三位に叙された時には出家していたこと、翌年従一位に叙されたことを紹介した後、「その後の消息については

詳らかにしない」と記すのみである。しかも、夫を、「尊卑分脈」

……後聞、母撫尼成子叙二位云々非レ娘也

の成子の注記に従つて藤原基家としているが、『民経記』寛喜三年（一二三三）十一月十一日条に、春宮（後の四条帝）の乳母を務めていた彼女の息女「大納言三位」について、「父故三位基宗卿也」とあることにより、実はそれが基家の子基宗を誤つたものと知りうる。基家の生涯は一一三二年から一二一四年、基宗は一五五年から一二〇二年で（公卿補任）、世代的にも息子の方が妥当、また、前節で扱つた一九九年の淨蓮華院落慶供養に「女房内々有所縁歟」として招かれたのも、基宗の方であつた。<sup>10)</sup>

彼女が典侍となつたのは、『吉記』寿永三年（元暦元年）四月八日条の内侍除目記録に、「典侍從五位下藤原朝臣成子（成親卿女）」とあつて明白である。非業の死を遂げた近臣成親の為に、後白河院が特別な配慮を見せた人事であつたかと憶測されもするが、時に、平家一門は、一谷で慘敗を喫した後、三千騎ばかりで屋島に帰住、維盛が三十艘の舟で南海を指して去つたという情報が都に伝わっていた頃のことであった（玉葉一月十九日条）。その時を十八歳前後<sup>11)</sup>とすれば、定家より五歳ほど若い世代ということになろう。

嘉祥二年の從三位叙位の事実は、『明月記』の三月五日条に前日の女官除目として、「從三位藤成子（是尼也、宣旨叙之也）」と書きとめられている。尼となつたのは、夫を亡くした時（一二〇一年）のことではなかつたろうか。そして、この記事から「宣旨局」と称されていたことも明らかとなるのである。

二位への昇進は、同書の翌年正月二十一日条にあるが、記事内容に混乱が見られる。即ち、「御乳母三位（實宣卿妻叙二位）」云々。

さて、成子は、当初、宣旨局と呼ばれていたわけであるが、三位に叙されると尼三位<sup>12)</sup>あるいは禁中尼三位・禁裏三位・御乳母三位・宣旨三位と称されるに至り、二位挙受後は尼二品・内裏二品・御乳母二位・宣旨二品・二品局、また単に二品などという呼称で、諸記録類に足跡をとどめることになる。その中で囁目すべ

きは、「明月記」の嘉禄二年（一二三六）十二月十八日条、定家が

自分の姉妹十一人を列挙した内に、「八条院坊門内三位公」と記している点である。当時の「内三位」と言えば、同書の八月四日条

に「禁裏三位」ともある成子の外には考えられまい。しかも「公佐」は、成親と俊成女との間に生まれた子で、大納言藤原実国のか養子となつた人物であることが、「尊卑分脈」に記載されている。

すでに早く、故石田吉貞氏が、定家の異母姉は、維盛北の方の母たる京極局の外に、この八条院坊門局も成親と結ばれていたものと推していたが、「内三位」が成子であつてみれば、もはやそれは疑えない事実と思われる。石田氏が、一人の姉は定家より二十歳以上年長と推測しているのも正しかろう。また、すでに定説化

している後成卿女の実父が成親の弟盛頼であったことも、改めて想起されねばならない（母は俊成女の三条局）。かくして、成子と定家は姪と叔父の関係にあつたのである。「明月記」には、こうした姻戚関係を反映して、二人の結びつきの濃さを暗示する記事が多い。まずは宣旨局時代の、人事にからむ一連の記事を取りあげてみよう。

次の藏人頭をめぐる獄官活動が激しくなりだした嘉禄元年（一二三五）十月六日、当時左中将だった息の為家が定家のものとて来て、運動の経過報告をしている。北山の西園寺邸に参ったところ、右大将実氏が出て来られ、所望の事については、書札を以て盛朝臣に連絡したこと、また、女院こと北白河院の御書を以て申請したよしの「宣旨局返事」が到来したこと、ただし、平範輔（兵範記）筆者信範の曾孫）も懇意してい有力なことなど、伝え

てくれたという。

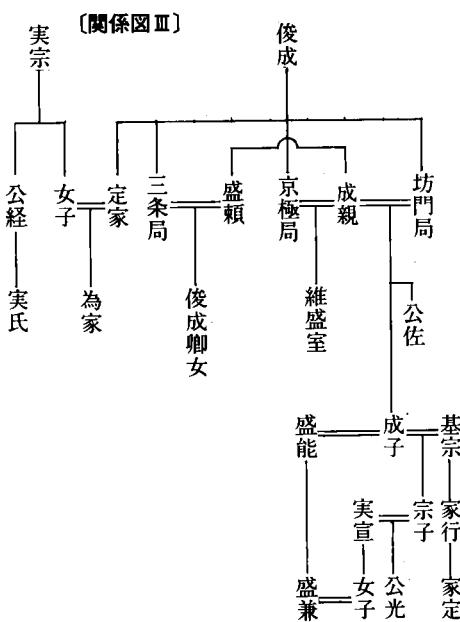
続いて除目前日の十二月二十一日の深夜、最新情報を為家がもたらす。盛兼卿が内裏で会いたいというので会つたところ、明日、里亭で申文を見た後に参内しようと思うが、幸い藏人頭一人昇進の儀が出来来るかも知れないと言い、昨日は、為家の後任の中将に適當な人がいないものの、近習の者の中に熱望している者がいるらしいとも、内密に語つたという。更に少将内侍が言うには、「宣旨殿」が「被<sup>レ</sup>廻<sup>レ</sup>秘計」たのか、家行卿が職を辞したとのこと。興奮した定家は、「聞<sup>ニ</sup>此事<sup>ニ</sup>寒夜目不<sup>レ</sup>会<sup>ニ</sup>及<sup>レ</sup>曉鐘<sup>ニ</sup>」と結んでいる。

翌二十二日、夜に入つてやつと為家の室から吉報が届き、定家は感涙を催す。午後十時ごろ息子から来た書状には、盛兼卿の消息にて事はすでに間違ひなく、藏人頭一人が参議に昇進、その後任として為家と範輔が同職に就任することになつたとあつた。披見して歎喜の涙をぬぐい、六年間の心労を回顧、二十八歳で藏人頭になつた幸運を喜び、「相門」即ち西園寺公經の吹舉がなければ叶わなかつたことで、「深恩実非<sup>レ</sup>筆端所<sup>レ</sup>及<sup>レ</sup>」と思う。やがて本人が現れ、「今夜密々参内」したところ、「宣旨局」から「殊廻<sup>レ</sup>秘計<sup>ニ</sup>之由」「丁寧之詞」が「有<sup>レ</sup>」つたと聞く。<sup>(1)</sup>年が明けて二月五日、定家は二条にあつた前大納言実宣邸に赴き、その子息新宰相中将公賢がにわかに出来遁世してしまつたことを見舞う。実宣は成子の婿、西隣りが彼女の家だつたらしく、定家は「向<sup>ニ</sup>西<sup>ニ</sup>宣旨家」つた。運悪く参内した後で、取りつぎ役の禪尼に会い、「藏人頭朝恩、自愛之至」りながら、老いの身

の懈怠にて「存外之疎遠」となつてゐることを詫びた。彼もすでに六十五歳に達してゐた。

以上、一連の記事を挙げてみたが、為家の藏人頭就任には、西園寺家と共に宣旨局成子が重要な役割を果したことは明瞭である。母方の従兄弟の為に、一肌脱いだのである。彼女が廻らした「秘計」とは、家行卿を辞任させて公卿の空席をつくり、二人の参議、二人の藏人頭を実現させたことと考えられるが、その進行は、持明院基宗の前妻の子、つまり成子の継子に相当する。

【公卿補任】をひもとけば、彼は當時五十一歳の権中納言、十一月には腫物の病いにより左衛門督と検非違使別当を辞しており、



問題の十二月二十一日には、「辞」納言。以ニ男家定「任」左中将「」じたとある。子息家定の左中将昇進を条件に、彼は権中納言を辞したのであり、その左中将の職は為家の後任に相当する。家行の病気を利用した、まさに「秘計」と言うにふさわしい人事策であつた。もつとも彼の病いは、辞任せざるを得ないほどの重病であつたらしく、翌年一月に薨じてしまう。

西園寺家がこの時に尽力したのは、周知の通り、為家の母、つまり定家の正室が公経の姉であったからであつたが、連絡役を果した藤原盛兼は、どうやら成子の義息であった可能性が高い。彼は同じ年の七月に参議に昇進したばかりで、父は故正四位下侍従盛能、母は藤原季佐の女（公卿補任）。そして、「尊卑分脈」の成子の注記に「本盛能次室」とある。「次」は、異本に「印」「卿」「法印」とあるよしで、何らかの誤写が考えられるものの、成子は基宗と結婚する前に、盛兼の父の盛能と結ばれていたらしいのである。翌年の嘉禄二年（一二三六）六月三日、定家は「來八日、前大納言宣卿執<sub>左宰相中</sub>、<sub>將盛兼卿</sub>權勢子（權勢、尤有其理）」と記しており、成子の婿実宣が盛兼を婿として勢力拡大を計つたことも参考となる。この「權勢」を裏で支えていたのは、成子の存在であつたに違いない。上述の人脈は「関係図III」の如くになる。

為家と等しく、成子の口添えによつて昇進を果したのが、定家の同母兄成家の息、彼女にとつては、もう一人の母方の従兄弟に

### 三 言家の場合、その他

なる言家である。父を亡くした後、言家は定家をよき相談相手としていたらしいのであるが、寛喜二年（一一三〇）正月四日のこと、自分の四位昇進申請の件につき、叔父のもとに報告に来ている。『明月記』の文面によると、女院（北白河院）に参り四位のことを申し入れたところ、「二位參会、殊被仰含、丁寧可レ奏之由被申」たという。「二位」は成子のこと。更に続く文面には、「範繼母黃門又懇切、一品又可レ奏之由領帖」ともある。「範繼母黃門」とは、例の知盛の女、中納言局である（関係図一参照）。北白河院に近仕する成子と知盛の女とが、ともに好意的な対応を見せてくれたというわけである。ところが、言家の上臈に同族の光成（後忠の玄孫）があり、父の光俊がこの件に反対しているという。しかし、言家に言わせれば、かつて父の成家が恩賞をあちら側に譲つてやつたことがあり、今更、申請を変改する必要はないもの、事の成否は難しいとのことであった。光成の母は、女院の乳母子に当る平繁雅の女であったから（尊卑分脈、関係図一参照）、彼が非観になるのも無理からぬところであつたろう。当時すでにそうであったか否かは確かではないが、光成の弟宣継が成子の猶子でもあった（『明月記』天福元（一一三三）・十二・二十三）。

翌五日が叙位の日、言家の不安は的中して選にもれてしまう。定家は六日条に、関白道家にも願い出て、「自女院頻被申」というが、それでも実現しなかったのは致し方のないこととかと記した。八日には言家が再び訪れ、「雖已付厚紙一分母信繁、不運久無其所得」<sup>(18)</sup>。当年御給不許。母女房忿怒、仙院又有御鬱。

云々」と伝えた。「信繁母」は女院の乳母の繁雅室、つまり光成の祖母であるから、「厚紙一分」とは、彼女がしたためた訴状でもあつたのだろうか。「仙院」は、後高倉院の崩御後のことゆえ、女院を指しているのであろう。ともあれ、四位昇進は強引な阻止にあい、言家の側に大きな憤慨が残つたのであつた。

二十五日、彼が三たび現われて「愁歎」する。四位の事は、女院が奏上なされ、閑白にも申されたし、「二品」にも「被仰」た、また、帝の兄綾小路宮尊性法親王が奏上なさり、御氣色もよろしいようであつたが、ついにだめだつたのだといふ。

翌月の閏正月一日、息子の為家から、来たる四日に除目が行われるよしの手紙が届く。同時に、「内裏二品」成子が所労によつて宮中より退出したという情報も入る。三日、定家は病気見舞いの為に「二条町」の「二品亭」に赴いた。宣旨局時代と同じ所に住んでいたのである。女房が出て来て応対し、体調はよく安堵しているよしの返事を聞き、「両三度問答」して帰つた。除目当日の四日、望みをかなえられず憤つた大納言源定通が、「二品」のもとに「述懐状」を送つたことなど伝聞するが、真夜中に、閑白より言家の四位認可の報がもたらされる。光俊が父光能の五十年近くも前の恩賞を譲つてくれた結果ということで、言わば貸しを返してもらつた形であった。定家は早速、朗報を本人に伝えた。そして、翌日の午前中に姿を見せた言家に、まず女院に参上して謝辞を述べてから、内裏にいる閑白のところへ早く参るよう、また「二品」のもともに出向いて挨拶をするよう申し含めた次第であつた。

除目の前日に定家が成子を見舞つたのには、言家の件を依頼する目的が含まれていたに相違なく、それが功を奏したのであろう。北白河院と結びついた成子の実力のほどは、改めて言うまでもあるまい。以下に、『明月記』から定家と成子とのこの外の接触記事を拾い出し、両者の関係の深さ、並びに彼女の権勢ぶりを想像してもらう為の資料としよう。

(1) 嘉禄二年(一二三六)四月二十四日の夕刻、定家は「御乳母三位家」に向かい、たまたま「相謁」して、訪れた勾当内侍と共に

に「言談」、秉燭後に帰宅したが、翌日の賀茂祭の「女使」の身支度については、ここ毎年、「為此三位沙汰」大略被「出立」とのことであった。

(2) 同三年(安貞元年)二月十日、為家が来て言うには、衛府督の人事に関し、「二品」と「宰相中将」盛兼とが「丁寧申入之由、各以有「興言」御氣色頗宜」らしいという。藏人頭の時と同じ線で昇進の働きかけを行なつたものと思われるが、この時は失敗する。

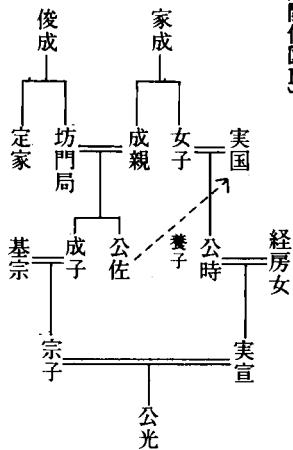
(3) 同閏三月二十日、「御乳母三位」から書状が送られてきて、成功を獻じて信濃国を頂戴するつもりはないかと誘いを受ける。あれこれ斟酌し、錢三万疋を納めてその誘いに応ずることにしたが、前知行國主で成子の婿でもある実宣が五万疋を強硬に主張した(二十一~二十六日条)。結局、三万疋を、「宣旨二品」の指示に従つて、彼女の「二条町家」に二回に分けて送り届けた(二十七、二十八日条)。

(4) 寛喜元年(一二三九)十月三日、定家は「相門」こと西園寺

公経を訪ね、一昨日、北白河院へ参つて、自分の息女の件につき、関白道家の北の政所、つまり公経の女綸子の書面を以て申し入れたこと、「内二品」が参会し、「加鑾應詞」えたこと、安嘉門院にも参つて同様に申し入れ、全て順調なることを報告した。この女子が後堀河院民部卿典侍と称される女性で、当時は安嘉門院に仕えていたが、道家と綸子との間に生まれた嫡子の入内に伴い、後堀河朝に参仕することが、ほぼ決っていた。右の記事はそれに関連するもので、ここでも成子が絡んできている。

(5) 同二年二月十日、成子の邸に出向くと、本人が障子のもとまで出て来て会い、孫の「侍従」も出て来たところで、「我只一子三位、孫又只一人、鐘愛由被示」た。彼女の言う「二子」とは宗子のこと、孫の「一人」は宗子と実宣との間にできた公光の時、八歳の侍従であった。その言葉はなお続き、「故亞相自少年見申、今更又見没後遺孤、増老悲」。亞相母儀不堪悲歎「終命」とある。「故亞相」は一年五十二歳で死去した実宣、「母儀」は前節に記したように吉田経房の女であった。成子が実宣を「自少年見申」したと言つてるのは、彼の父公時の母が家成の女(公卿補任)、即ち成子のおばに当り、かつ、成子の同腹の兄弟公佐が彼の祖父実國の養子となり(尊卑分脈)。成子も同様に養子になった可能性がある)、公時と義兄弟の関係にあつた事実に照らせば、無理なく理解できるところとなろう。成子にとって実宣は、従兄弟の子になるわけである。そして今、彼女は叔父の定家に、年老いて幼い孫一人を抱え込むことになつた不幸を、訴えかけているのであつた(『関係図IV』参照)。

〔関係図IV〕



(6) 同三年三月一日、内裏に仕える息女が言うには、「二品、補典侍」可渡參之由、頗有芳言云々。成子が、先に嬪子の入内に従つて宮中の勤めを始めた定家の女に、典侍になるよう勧めたのである。しかし定家にとつては迷惑な話だつたらしく、翌日条には「愁欲レ被レ補典侍」為貧者極以難堪」とある。とはいへ、二十九日の女官除目に「典侍藤因子」と記されており、結局、成子の勧めに従つたのであつた。

(7) 同三月二十六日、今度は宰相為家の衛府督申請に関する成子の言動が「宰相衛府事、又雖數處有御憐愍、其闕不出來由、二品被レ語云々」と、伝えられている。四年前の嘉祿三年一月の時の働きかけは失敗していたが(前記②)、この時は何らかの巻き返しを行なつたものか、【公卿補任】によれば、四月十四日に為家は右兵衛督となつてゐる。

(8) 同九月十一日の夕刻、定家は「二品一条亭」に赴いたが参内

して留守だったので、「故三位中将維盛女子禪尼二品相謁、暫言談」した。維盛の女が成子の家に同居していたことは、嘉祿二年(一二三六)六月三日条に「維盛卿女、今為左右姨宣旨三位家中云々」とある一節でも、確認できるところであつた。彼女は五十六歳にも達していたろうか。

(9) 天福元年(一二三三)六月二十九日夕、「二品書状」が届けられた。新帝四条天皇の准母として式乾門院利子が皇后宮となつたが、その皇后宮に仕える「半物」下名字を「可撰申」という内容であった。翌日、はした者つまり下女達の名前を案出した定家は、それを「二品」のもとに書き送つた。

(10) 同十月十日、安嘉門院のもとに参上すべく北白河女院邸を訪れた時のこと、「黄門被出逢之間、二品又被出。私本意事、心中秘藏、忽預露顯之威、言尤憚」披露也。不レ經程退出」とある。「黄門」は例の知盛の女。定家は何か心中ひそかな願望を抱いていて、それが「黄門」と「二品」とに知られた為、恐縮して退出したというのであるうか。ともあれ、二人が定家と親しく言葉を交す関係にあつたことは間違いない。

(11) 同二年(文暦元年)八月十九日、去る六日に後堀河院が崩御、堀川殿で仏事が営まれていたらしいのであるが、前年に出家していた定家は、その堀川殿で、明日、「掌侍」(未詳)に「謁」するべく内諾を得ようとしていた。息子の「金吾」為家からは不都合がない旨の返事が来たものの、「二品辺末音信」状態が夜まで続いた。翌日の夕刻、参上し、案内されて御簾越しに「掌侍」に「相謁」することを果した後、「参二品局」達「申旨等」承「返事」

少時退出」した。「掌侍」は、相當に高貴な方（皇族など）の隠し名であろうか。

(12) 文暦二年（嘉禎元年、一二三五）二月七日、息女の民部卿典侍

が内裏から帰つて言うには、「二品」<sup>(22)</sup>が足の病いと聞き、見舞いの為に堀川殿へ行つてきたとのこと。翌々日、自ら堀川殿へ見

舞いに出向き本人から聞いたところによると、去る三日、里に帰つた時に転倒、足が腫れあがつて「両三日、苦痛殊難堪」い有様で、いまだ立ち上がりがれない状態だという。二十七日になつて、やつと良くなつたらしくと、典侍の口から聞く。

(13) 同三月五日、「二品」が旧院において、故院の御服を用いて作らせた普賢の画像の供養を行なうというので、典侍を聴聞の為に參上させた。

如上、長きにわたつて、成子と定家の関係を探つてきた。定家は、後堀河朝の時代、成子を通じて皇家と親しい関係を結びえたことであろう。彼は後鳥羽院を失つても、宫廷社会で充分に活躍できる場を保証されていたのである。後堀河院崩御の翌朝、撰進したばかりの「新勅撰和歌集」を、落胆のあまり衝動的に焼却してしまつたのも、それだけ深く後堀河朝に浸潤する身であつたからかも知れない。無論、新たな時代の体制に順応できたのは、西園寺家との結びつきが与つて力があったことは、今更言うまでもないことであつた。思いみれば、建札門院右京大夫が定家の求めに応じて、平資盛との恋が秘められた家集を提出し、かつ、自らの名乗りを問われて、「昔の名こそとめまほしけれ」と、建札門院の名を冠した呼称を望んだのも、当時の親平家の宮廷の雰囲

気が、それを許したのであつたろう。

さて、軍記物語の世界へ目を転じてみれば、「平治物語」の成

親は、反乱軍に与したもの、その主謀者の信頼が上皇と主上に脱出されて狼狽する様を「世におかしげに」見ていたり（上巻）。新日本古典文学大系本より）、鎧装束の晴れ姿が「容儀・事柄、人にすぐれぞ見えける」とたたえられていたり（同）、日ごろの思返しで重盛から命を救われた時には、「いかにも人は、心あるべかりけり」という世人の好意的評を受けていたりする（中巻）。

「平家物語」では、鹿谷事件を引き起こした野心に対する批判的記述が目立つが、悲劇的な末路には、諸本、等し並に同情的である。これらの現象が、物語の生成・誕生時における成子の権勢と、果して無縁と言えるであろうか。別に予定している続稿では、引き続き成子の周辺を探る作業から始めたいと思うが、この問いかけは、そこでもなお維持されることとなろう。

注(1) 角田文衛氏「平家後抄——落日後の平家——」（一九七八、朝日新聞社）は、呼称を宰相局としているが、それは「平家物語」卷十

の一の「御めのと持明院の宰相」（50頁参照）を女房名と誤解した為で、「御乳人」（延慶本）「御乳父」（屋代本）とするテキストもあり、ここは持明院基家を指すと見るべきだろう。私もかつて角田説に従つたが、ここで訂正しておきたい。

(2) 拙稿「都の戦争体験と軍記物語の成立——高階仲国足跡を明らかにしつつ——」（『平家物語の成立・あなたが読む平家物語1』一九九三、有精堂）。「平治物語」成立期再考——中世軍記文学誕生

の環境——」(『早稲田大学大学院文学研究科紀要・第三十九輯・文學芸術学編』一九九四・二)。

- (3) 延慶本・長門本・盛衰記は、維盛と北の方の別れ話が二分割されて入っており、その初めの方にこの一節がある。
- (4) 吉田堂ともい、神楽岡を吉田山と称することになる因となった。
- (5) 親雅の生年は「公卿補任」記載年齢より一一四五年と判明する。一方成経は、「一代要記」に建仁二年(一二〇二)四十七歳死亡とあり、一五六六年生れとなるから、母は親雅の姉でなければおかしい。

- (6) 成親の生年一一三八年と経家の生年一一四九年(「公卿補任」)より姉と判断。
- (7) 成親生年と雅行の生年一一六八年(同右)より妹と判断。
- (8) 公時の生年は一一五七年(同右)で、姉妹の判断はむつかしい。
- (9) 「當供養之事」には「卅人許」とある。
- (10) 「尊卑分脈」の成子の注記では、「家」の字に「宗歎」と付記し、「系図纂要」は「基宗室」とする。私も前々稿で基家の室としてしまつたが、ここに訂正する。
- (11) 娘の宗子は、一二二三年に美宣との間に公光をもうけ(「公卿補任」公光)、十年後に家嗣との間に女子をもうけている(「明月記」貞永一一一・六)。出産できる年齢を勘案して、それぞれ二十四歳と三十四歳の時とすれば、彼女は一二〇〇〇年生れ。母の成子が一八四年当時十八歳なら、三十四歳で生んだ子となる(数え年)。

(12) 「尊卑分脈」は宗子の母を「成通卿女」とするが、「成親卿女」の誤り。

- (13) 角田氏は注(1)著書で同一人とするが不自然。「明月記」には「少年之時」の結婚相手が基宗の女だったとあるから、仮に一七七年生れの美宣とほぼ同年齢の女性としても、再婚して家嗣の子どもをもうけた時は五十歳を越してしまう。注(11)参照。

- (14) 注(2)の後者の拙稿参照。
- (15) 「明月記」嘉禰二年一月二日条の「尼三位」は、彼女の三位拝受以前ゆえ、別人か。

- (16) 「藤原定家の研究〔改訂版〕」一六九、文雅堂銀行研究社。
- (17) 国書刊行会本「明月記」は、「前中納言」と誤っている。
- (18) 今川文雄氏「訓説明月記」(一九七七・九、河出書房新社)の校合本文より「御」を補う。
- (19) 前年にも、当時は座主だった尊性法親王に四位昇進のことを、言家と定家は働きかけている(「明月記」寛喜元・三・二十六、二十七、四・一)。
- (20) 国書刊行会本は「四月」とするが、「訓説明月記」の校訂に従う。
- (21) 「大日本史料・第五編之三」所引の「明月記」は、「今為左右姫」の部分を「今為尼在姉」とする(五六二頁)。
- (22) 国書刊行会本では欠落部分に当り、「訓説明月記」の本文によった。